

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
の一部の施行期日を定める政令案要綱

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平  
成十四年法律第百五十二号）の一部の施行期日を平成十六年三月三十一日とすること。